

OECD贈賄作業部会 第4期対日審査報告書
作業部会の勧告（仮訳）

外国公務員贈賄の探知に関する勧告

1. 外国公務員贈賄の探知に関して、WGBは日本に以下を勧告する。
 - a. 日本の在外公館が潜在的な外国公務員贈賄の疑いのある事案を報告出来ていない理由を分析し、こうした不首尾に対処するための改善措置をとること。また、在外公館が外国公務員贈賄を探知するために現地報道を積極的にモニタリングすることを確保すること。
 - b. 外国公務員贈賄事案の解決及び制裁において、自己申告が考慮される程度について説明する明確な指針を確立すること。
 - c. 以下の取り組みを通じて外国公務員贈賄を探知し得る関係機関の準備を整えること。(1) ODA機関及び請負業者の双方の被雇用者に対する意識向上や訓練を通じて外国公務員贈賄リスクに対処すること、(2) 外務省及びJICAの職員に対して、外国公務員贈賄の危険な兆候及び疑わしい事案の日本の法執行機関への通報チャネルについて明確かつ定期的なガイダンスを与えることを継続すること。
 - d. 輸出信用機関に対して以下の取り組みを行わせること。(1) 外国公務員贈賄の疑わしい事案の報告に係る基準の明確化、(2) 法執行機関への通報チャネルの確立、(3) 従業員の意識を高め、特に強化されたデュー・デリジェンス実施時に贈賄事案を探知できるよう、法務省や経済産業省と適宜協議しつつ訓練を行うこと。
 - e. 監査人に対して、外国公務員贈賄が疑われる事案について、最初に企業の経営陣に問題提起をする必要なく、権限ある当局に直接報告するよう求めることを考慮すること。ただし、仮に日本が最終的にそうした要請を行わないと決定した場合、WGBに対していかにその決定がなされたか、及びその理由について報告すること。
 - f. 監査人及び会計士が報告する目的に照らして外国公務員贈賄が重要であると考えべき状況を明確にするガイダンスを作成し、外国公務員贈賄事案を探知及び報告するための意識や能力を高める訓練を行うこと。
 - g. 報道の自由に関する法律や情報への平等なアクセスが、外国公務員贈賄の報告に関して、実務上も十分に適用されることを確保すること。
2. 外国公務員贈賄の探知を強化するための資金洗浄対策について、WGBは日本に以下を勧告する。
 - a. 法律専門家や会計士に対して、職業上の秘密や法律専門家の特権を侵害する

ことなく、外国公務員贈賄を前提犯罪とする資金洗浄が疑われるものは報告するよう求めること。

- b. 外国公務員贈賄を前提犯罪とする資金洗浄を効果的に探知できるよう警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）が適切にリソースが割り当てられることを確保するよう措置を執ること。
- c. 特に外国公務員贈賄に対処するような資金洗浄のタイポロジー（手口）を作成し、そのタイポロジーをJAFIC職員や報告機関に対する、とりわけ外国公務員贈賄の探知に関する訓練に活用すること。

3. 公益通報者保護に関して、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 公益通報者保護法における保護対象者を広げ、役員、取締役及びその他の企業経営者を含めること。
- b. 外国公務員贈賄の疑わしい行為を通報した公益通報者を差別的な扱い又は懲戒処分から保護するため、以下のような追加的措置をとること。（1）公益通報者保護法の条項に違反した企業に対して刑事又は行政上の制裁を与えること、（2）専ら公益通報者が報復や差別を受けたことを証明する負担を負うことがないようにすること。

外国公務員贈賄罪の執行に関する勧告

4. 外国公務員贈賄罪について、WGBは日本に対して経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」を見直し、以下の点を明確にするよう勧告する。（1）外国公務員贈賄は「自己の」利益を得るためだけでなく、条約のコメンタリー6に沿って、「その他の自然人又は法人の」利益を得るために支払われる賄賂も含まれること、（2）「企業への経済的な悪影響」が贈賄を正当化しえないことを確保するため、特定の事案において「不正の利益の要素」を否定する可能性がある強要の範囲や定義、（3）条約のコメンタリー8への言及については、不正競争防止法との関連性を正確に記述し、またコメンタリー8を反映していること。

5. スモール・ファシリテーション・ペイメントに関して、WGBは日本に対して以下を勧告する。（1）条約のコメンタリー9と整合するようスモール・ファシリテーション・ペイメントの定義と範囲を明確にすること、（2）企業に対して、それぞれの内部統制、倫理及びコンプライアンスに係るプログラム及び措置においてそうした支払いを禁止するよう奨励すること。

6. 外国公務員贈賄事案に関する協力、リソース及び専門性について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 警察及び検察双方において犯罪収益の回収を含め外国公務員贈賄に関する専門性を引き続き発展及び維持し、人事異動でそうした専門性が失われないことを確保すること。
- b. 外国公務員贈賄の捜査の継続性を確保するために、特に公訴時効期間が経過する可能性がある場合において、警察及び検察における人事異動が調整されることを確保すること。
- c. 外国公務員贈賄を探知し捜査する上で利用可能な警察のリソースに関して定期的な見直しを行うこと。
- d. 外国公務員贈賄の可能性のある事案を開始する際、都道府県レベル及び海外の警察アタッシェのネットワークを含む警察の利用可能なリソースを最大限活用するため、検察庁が常に警察庁捜査第二課と協議を行うことを確保すること。
- e. 警察と検察が継続中又は将来の外国公務員贈賄事案に関してどのように協力を行ったかについて具体的な事例をWGBに報告し、警察が特定の事案で関与しなかった場合にはその理由について説明すること。
- f. 法執行機関が、捜査の初期の段階において税務当局、JAFIC及びその他の関連する機関が保有する情報を体系的に要求することを確保すること。

7. 外国公務員贈賄の捜査及び訴追について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 反贈賄に関する法律のより強力な執行を行うために必要な措置を速やかに執り、その措置と執行の結果の両方をWGBに報告すること。
- b. 自己申告を行った者に期待される協力の程度及び訴追免除を含めその見返りとしてその者に与えられる利益に関して、明確かつ透明性のあるガイドラインを作成することにより、自己申告を行った違反者を免責することが、外国公務員贈賄罪の効果的な執行を妨げないよう確保すること。
- c. 外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置をとること、又は同様の目的を達成するために捜査の間公訴時効期間を停止する手段を導入すること。

8. 外国公務員贈賄罪の証拠のしきい値について、WGBは日本に対して以下を勧告する。(a) 捜査官、検事及び裁判官と共に(別々にかまどめてかは問わない)適切な手段で以下の点を明確にすること、(1) 外国公務員を定義する条約及びそのコメンタリーの基準は広範に解釈されること、(2) 条約第1条で想定されているもの以上の証拠の要素は必要とされないこと。及び(b) もし上記の明確化が実務上不十分であることが判明した場合、上記の点に関して、より明確にするよう外国公務員贈賄に関する法律を改正すること。

9. 外国公務員贈賄の捜査に利用可能な捜査手法について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 法制を見直し、(1) 捜査の初期段階から警察庁と検察庁が任意に協力しない自然人及び法人を召喚し、関連する書類(会社の電子メールや電子的会計データ)の提出や個人の証言を強制することを可能とすること、また(2) 外国公務員贈賄の捜査において通信傍受やその他の秘密捜査の手法を利用可能とすること。
- b. 特に以下の方法により、より積極的に外国公務員贈賄事件を捜査し、証拠収集を向上させるための措置を速やかにとること。(1) 公式・非公式の捜査共助と並行して、警察同士の協力を進展させること、(2) 捜査の初期段階から、捜査計画を立てるなどして、検察及び警察双方において調整された捜査活動を進展させること、(3) 捜査の初期段階から、特に法人との関係で、搜索・差押え等の強制手段を用いること、(4) 搜索・差押えを進めるための令状を請求するしきい値を下げること、(5) 適切な場合に、フォレンジック監査を行うこと。

10. 新たに導入された「合意制度」について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 企業が外国公務員贈賄の捜査及び起訴に協力することで得られるクレジットを定める、より明確な枠組みを作成すること。
- b. (1) 賄賂を受け取った被疑者の人定、(2) 発生した不適切行為、(3) 提供された協力の性質、(4) 解決の結果に与えた要因又は被疑者に与えられたその他の利益、及び(5) 被疑者に課された制裁を含む不起訴合意の条件について、継続中の捜査や公判の完全性を維持しつつ、適切な範囲で速やかに公表されることを確保すること。
- c. 検察官が、合意制度を通じてなされるあらゆる不起訴処分につき、被疑者が外国公務員贈賄で得た不法な収益の没収を条件とすることができるように法律を改正すること。

11. 外国公務員贈賄の捜査における経済産業省と法務省の役割について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 権限ある捜査当局が捜査前の最も早い段階から主導的な役割を担えるよう、全ての外国公務員贈賄の疑いのある事案について、そうした事案を発見した政府機関及び民間組織から都道府県警察又は地方検察庁に即時かつ直接送付されることを確保するための措置を速やかに執ること。
- b. 外国公務員贈賄の捜査や起訴が、国家の経済的利益、他国との関係に対する

潜在的影響もしくは関与した自然人又は法人への配慮という、条約第5条で禁止されている要素に影響されることがないように保障するため、捜査及び起訴の開始や捜査の実施における検察の役割が行政機関、とりわけ法務省や経済産業省から独立に行使されるよう確保すること。

c. 以下を確保するため、実際の事件に関連して、法執行機関や検察官に外国公務員贈賄罪及び／又は捜査活動の解釈を与えるという法務省及び経済産業省の役割が、明確なルールやガイドラインに基づくものであることを確保すること。

(1) それらの正確な範囲に関する透明性及びそれらの法的拘束力のないことの明確化、(2) 条約第5条で禁止されている配慮を行わないこと、(3) 外国公務員贈賄事案における経済産業省に対する解釈の要請は、経済産業省が条約第5条の要素を考慮することが可能となるような特定可能な情報を含まないこと。

d. 経済産業省の解釈が日本の外国公務員贈賄罪の範囲を不当に制限することがないように、同省が十分な刑事法の専門知識と訓練を有することを確保するための措置をとること。

12. 制裁及び没収について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定の罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

b. (1) 外国公務員贈賄事案において、適当な場合には懲役刑と罰金刑の双方を課すこと、また(2) 外国公務員贈賄において実務上自然人に課される制裁が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するため、法執行機関や裁判官へのガイダンスや訓練を通じたものを含め、必要なすべての措置を執ること。

c. 新たな没収制度並びに没収を目的とした外国公務員贈賄により得た収益の特定及び数量化に関して、警察及び検察の双方のためのガイドラインを作成し訓練を行うこと。

13. 裁判官の意識に関して、WGBは日本に対して、外国公務員贈賄を扱う可能性があるが、専門的知識を有しない広範囲裁判官の間で外国公務員贈賄罪及び条約の専門性についての高い意識を確保すべく、地裁及び高裁のレベルで裁判官を訓練するための取り組みを強化することを勧告する。

法人の責任及び法人への関与に関する勧告

14. 法人の法的責任について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

a. 適切な場合には、外国公務員贈賄事案において自然人及び法人の双方を訴追することにより、効果的に外国公務員贈賄と戦うために法人の法的責任につい

て執行を強化すること。

- b. 海外で活動する日本企業が外国人従業員を通じて贈賄が行われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対して国籍に基づく管轄権を確保するために速やかに法制を見直すこと。
- c. 外国公務員贈賄が完全に海外で発生し、かつそれらが日本企業又は現地子会社の外国人従業員によって実行された場合において、検察官があらゆる管轄権の基礎を徹底的に検討することを確保すること。
- d. 特に、全てが海外において外国人によって実行された事を理由に、検察官が日本は刑事上の管轄権が欠如していると結論付ける場合、子会社に関連して発生した贈賄に関して、日本の親会社に対して不正会計を訴追する可能性について検察官が常に検討するよう確保すること。
- e. 経済産業省の助言が海外で活動する日本企業のニーズに沿うものなるように、経済産業省が、受け付けた相談について、日本企業が直面する外国公務員贈賄リスクに関する調査データに沿って分析することを確保すること。

15. 法人への制裁について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 大規模な汚職事案においても、課される罰金が効果的で、均衡がとれ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、又は贈賄額や取得した不法な利益相当のより高い罰金を科すことができる他の根拠を提供すること。
- b. 外国公務員贈賄事案において、法人に対して実務上課される制裁が効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであることを確保するために、法執行機関や裁判官に対するガイダンスや訓練を含め、速やかに全ての必要な措置を執ること。
- c. 贈賄に関与した際にどのような結果になるかを企業に知らしめるために、国家レベル及び地方レベル双方における入札禁止措置が透明性を有することを確保すること。
- d. 全体として法人に課される制裁が効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであることを確保するため、外国公務員贈賄事案における没収措置に適用される課税措置を考慮すること。

条約の履行に影響するその他の措置に関する勧告

16. 外国公務員贈賄に対抗するための税の措置について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 納税者の申告書において発見された単なる贈賄の疑いの報告について税務当局が適切なガイダンスを受け取ることを確保し、税務当局が法執行機関に報

- 告する前に、賄賂の受け手を特定することが求められないことを確保すること。
- b. 雑費を含め、正当に控除される支出に仮装された賄賂の支払の探知に係る定期的な研修を税務調査官に提供すること。
 - c. 法執行機関が外国公務員贈賄に関する有罪事案について速やかに税務当局に情報共有することを奨励し、また税務当局が、賄賂の支払が許容されない範囲で控除されていないかを確認するために外国公務員贈賄で有罪判決を受けた納税者の申告書を再検討することを奨励すること。

17. 政府開発援助について、WGBは日本に対して以下を勧告する。

- a. 贈賄リスクが高い国の政府に対する日本のODAにおける汚職を防止するために、合意を締結して、合同委員会を設置するという日本が開始した政策を拡張することを検討すること。ただし、日本がそうした合意を結ばないことを決めた場合には、日本はWGBに対してその決定に至った経緯と理由付けを報告すべきこと。
- b. 自国及び世界銀行以外の多国間の金融機関による入札禁止リストの確認及びとりわけ国際的な商取引に関するものである場合、企業の内部統制、倫理・コンプライアンス制度及び措置といった申請者の汚職管理体制の考慮を含め、JICA及び外務省が申請者から提供のあった情報の正確性について調査することを確保すること。

WGBによるフォローアップ

18. WGBは裁判例、運用及び法制に関する以下の諸点について、フォローアップを行う。

- a. 経済産業省が受け取った外国公務員贈賄の疑いのある事案の件数及びそれらがどのように扱われたか（特にそれらが公益通報者によってなされた場合において）。
- b. 輸出信用機関が様々な形の支援を提供する際に（とりわけ輸出信用機関がプロジェクトやその他の取引において株式を取得した場合）どのような反贈賄デューデリジェンスを実施しているのか。
- c. 善意かつ合理的な根拠に基づき通報を行った公益通報者が救済を受けられるかどうか。
- d. 第三受益者への賄賂支払の範囲
- e. 特に外国公務員贈賄罪そのものの公訴時効時間が経過した場合において、外国公務員贈賄に関する罪が不問となることがないように外国公務員贈賄罪の代替的な罪が利用されたか。
- f. 外国公務員贈賄事案における没収の利用

- g. 外国公務員贈賄事案において法人の法的責任制度が適用されたか、また、特に（１）自然人に対する起訴や有罪判決がない状況で法人へ罰金が科されたか、（２）司法実務が進展するにつれて汚職を防止するための企業のコンプライアンス・プログラムやその他の措置が外国公務員贈賄事案における法的責任を免除又は軽減する要因となる程度、（３）関連する又は関連しない仲介人によってなされた外国公務員贈賄についての法人責任、及び（４）外国公務員贈賄で最終的な有罪判決が出る前に企業合併やその他の取引によって企業が存在しなくなった場合の承継企業の法的責任。
- h. 合意制度の文脈で科された制裁が、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のあるものであるか。
- i. 主要な貿易相手国やその地域にあるその他の国との間の二国間の捜査共助の関係を維持・発展させる日本の現在の取り組み。
- j. 外国公務員贈賄事案における日本人その他の被疑者の逃亡犯罪人引渡し。
- k. 「贈賄が行われた場所と関係なく」資金洗浄の罪が常に起訴され、処罰されることを確保するため、組織的犯罪処罰法における資金洗浄の双罰性が適用されているかどうか。